

# 春日井市から転出される方へ

愛知県春日井市

0568-81-5111 (代表)

○ 新しい住所に住み始めた日から14日以内に、新しい住所地の市区町村へ必ず転入届を行ってください。

必要なものは主に次のとおりです。詳細は新住所地の市区町村にお問い合わせください。

(1) 転出証明書(※) (2) 届出人の本人確認ができるもの(運転免許証、保険証と年金手帳等) (3) 在留カード又は特別永住者証明書(外国人の方のみ)

(4) マイナンバーカード又は住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

(※) マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを使って転出届をした方は、転出証明書が発行されませんので、提出は不要です。

○ 転出届のときに決めた異動年月日や新しい住所、新しい世帯主等に変更があった場合でも、転出届をやり直す必要はありません。ただし、マイナンバーカード又は住民基本台帳カードを使って転出届をした方は、転出予定日から30日を経過すると、転入届ができなくなり、マイナンバーカード又は住民基本台帳カードも失効するため、事前に相談してください。なお、転入届は、変更後の内容で行ってください。

○ 引越しを取りやめるときは、取りやめる方が、転出証明書(転出証明書をもらわなかった方はマイナンバーカード)をお持ちの上、春日井市で転出取消の手続きを行ってください。

○ 転出届・転入届に伴う手続きを表にまとめました。該当する手続きを行ってください。

対象者	春日井市での手続	担当課	新住所地での手続
印鑑登録をされている方	印鑑登録は転出予定日・転入日に廃止され、これらの前日までは印鑑登録証明書を取得できます。なお、使わなくなった印鑑登録証は返却または引越し後に破棄してください。	戸籍住民課 0568-85-6136	印鑑登録が必要な方は、新住所地で改めて登録手続きを行ってください。
国民健康保険に加入されている方	被保険者証等は、転出(予定)日以降は使わずお返しください。当市に引き続き住まわれる方の被保険者証は差し替えが必要な場合があります。	保険医療年金課 (保険)	新住所地で加入手続きをしてください。特定疾病療養受療証をお持ちの方は、新住所地にご提示ください。
後期高齢者医療制度に加入されている方	被保険者証をお返しください。限度額適用・標準負担額減額認定証などをお持ちの方はお返しください。	0568-85-6156 (後期高齢)	新住所地の市区町村にお問い合わせください。
国民年金に加入又は受給されている方	特にありません。	0568-85-6366 (年金)	住所変更届は原則不要です。年金受給者で、住民票住所と異なる居所に通知書の送付を希望する場合等は、新住所地の市区町村にお問い合わせください。
子ども医療、障がい者(心身・精神)医療、母子・父子家庭医療、後期高齢者福祉医療費受給者証をお持ちの方	医療費受給者証をお返しください。	0568-85-6160 (福祉医療)	新住所地の市区町村にお問い合わせください。
特定健診・後期高齢者健診受診券をお持ちの方	転出した場合は使用できません。	0568-85-6194	新住所地の市区町村にお問い合わせください。
緊急通報システムを設置されている方	機器の返却が必要ですので、担当課へお問い合わせください。		
春日井市整髪料補助券をお持ちの方	補助券をお返しください。		新住所地の市区町村にお問い合わせください。
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、社会福祉法人等利用者負担軽減認定証、訪問介護等利用者負担軽減認定証をお持ちの方	被保険者証等をお返しください。	介護・高齢福祉課 0568-85-6182	要介護認定等を受けている方は、新住所地で住み始めた日から14日以内に受給資格証明書をもちの上、手続きを行ってください。
予防接種券・成人男性風しんクーポン券・高齢者肺炎球菌ワクチン案内はがきをお持ちの方		健康増進課 (予防接種)	
がん検診受診券及び乳がん・子宮がん検診無料クーポン券をお持ちの方	転出した場合は使用できません。	0568-85-6168 (がん検診等)	新住所地の市区町村にお問い合わせください。
歯科健診受診券をお持ちの方		0568-85-6166	
あいち健康づくり応援カード「まいか」をお持ちの方	県外に転出されても、有効期限内においてはサービスが利用できます。		新たな手続きは必要ありません。

対象者	春日井市での手続	担当課	新住所地での手続
身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方	届出が必要な場合がありますので、担当課へお問い合わせください。	障がい福祉課 0568-85-6186	新住所地で住所変更の手続きを行ってください。
特別児童扶養手当・特別障がい者手当・障がい児福祉手当・在宅重度障がい者手当・福祉応援券を受給中の方	届出が必要な場合がありますので、担当課へお問い合わせください。		
車椅子の貸与を受けている方	車椅子をお返しく下さい。		
心身障がい者扶養共済制度に加入している方	届出が必要な場合がありますので、担当課へお問い合わせください。		
自立支援医療（精神通院）を受けている方	特にありません。		
障がい福祉サービス受給者証、通所受給者証、地域生活支援事業受給者証をお持ちの方	受給者証をお返しく下さい。		
児童手当を受給している方	転出に伴い、届出が必要です。 (お子さんのみか転出する場合も手続きが必要です。)	子育て推進課 0568-85-6201	新住所地の市区町村にお問い合わせください。申請が遅れると手当を受け取れない月が生じる場合があります。
児童扶養手当、県遺児手当、子ども福祉手当を受給している方	転出に伴い、届出が必要です。 (お子さんのみか転出する場合も手続きが必要です。)		
母と子のしおりについている健診受診票をお持ちの方	転出した場合は使用できません。	こども家庭支援課 0568-85-6170	新住所地の市区町村にお問い合わせください。
公立小中学校の転校手続	学校で在学証明書・転学児童生徒教科用図書給与証明書をお受け取りください。	学校教育課 0568-85-6441	新住所地の市区町村にお問い合わせください。
水道のご契約者の方	水道を使用されない場合は希望日の3営業日前までに担当課で閉栓手続きをしてください。電話・インターネットでも受付します。 <u>※時間の指定、土日祝日の指定はできません。</u>	上下水道業務課 (お客様窓口) 0568-85-6411	水道の閉栓については、新住所地の市区町村にお問い合わせください。
し尿収集の登録をしている方	廃止や人員変更等の届出をしてください。清掃事業所・ごみ減量推進課・坂下出張所・高蔵寺ふれあいセンター・味美ふれあいセンターで受付します。	清掃事業所 0568-84-3211	し尿収集が必要であれば、新住所地の市区町村にお問い合わせください。
春日井市のナンバープレートのついたバイク(125cc以下)をお持ちの方	ナンバープレート、標識交付証明書の返却手続きをしてください。	市民税課 0568-85-6092	新住所地の市区町村で手続きを行ってください。
犬の所有者の方	特にありません。(新住所地の変更手続きで、春日井市の犬の鑑札が必要となりますので、紛失している場合はお問い合わせください。)	環境保全課 0568-85-6279	新住所地で、所有者の住所および犬の所在地の変更手続きを行ってください。
パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしていた方	新住所地によって手続きが異なりますので、担当課へお問い合わせください。	多様性社会推進課 (レディヤンかすがい) 0568-85-4401	新住所地の市区町村にお問い合わせください。
認可保育園を利用している方	退園届を利用している保育園に提出してください。保育園を利用できるのは原則転出日の月末までです。	保育課 0568-85-6202	新住所地の市区町村にお問い合わせください。

**【引越しで出たごみについて】**

粗大ごみ、特定廃棄物、一時多量ごみは、ごみステーションに出すことはできません。クリーンセンター(0568-88-0247)へ事前に連絡し、直接搬入してください。

**【市民税・県民税について】**

市民税・県民税は、その年の1月1日現在の住所地で課税されます。したがって1月1日現在春日井市に住所があれば、春日井市で課税されることとなります。(市民税課0568-85-6094)

**【固定資産税・都市計画税について】**

固定資産税・都市計画税は、その年の1月1日現在の所有者に課税されます。毎年4月に所有者に納税通知書を発送しますので、転出後に再度住所を変更された場合は早めに連絡してください。(資産税課0568-85-6101)

**【空き家について】**

空き家の所有者や管理者は、周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、適正な管理に努めてください。(住宅政策課0568-85-6572)

**【幼稚園について】**

転出後も引き続き同じ幼稚園の利用を希望する場合は、利用している幼稚園にお問い合わせください。(保育課0568-85-6202)